

「みんなで築こう差別のない社会を」

11月11日～12月10日は「差別をなくす強調月間」です。

1948(昭和23)年12月10日に国連で「世界人権宣言」が採択され、12月10日は「人権デー」と定められました。また、わが国では、12月4日から人権デーまでの1週間を「人権週間」と定めています。

三重県では、11月11日から12月10日の1か月間を「差別をなくす強調月間」として、県内各地でさまざまな人権啓発イベントを実施しています。この機会に、ぜひご参加いただき、いっしょに人権の大切さについて考えましょう。

なお、詳細は、県人権センターホームページをご確認ください。



令和元年度人権啓発ポスター

ご存じですか?差別をなくすための3つの法律

「世界人権宣言」の第1条には、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれていますが、現在もなお、さまざまな人権問題が発生しています。差別をなくし、人権が尊重される社会を作るため、平成28年に3つ

の法律が施行されました。これらの法律の趣旨を私たち一人ひとりが理解し、あらゆる差別を解消し、ともに人権が尊重される社会を作っていきましょう。

障害者差別解消法

(平成28年4月1日施行)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

障がいがあることを理由にして、差別することを禁止しています。

また、障がいのある人から、「こんなことをしてほしい」などと求められたときには、状況に応じて配慮の提供が必要です。

障がいのある人もない人も、一緒に安心して暮らせる社会をつくりましょう。

なお、県では、平成31年4月1日に「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が全面施行されました。



ヘイトスピーチ解消法

(平成28年6月3日施行)

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

特定の民族や国籍の人びとを社会から排除しようとする差別的な言葉や行動を「ヘイトスピーチ」といい、人を大きく傷つけるもので、決して許されません。

ヘイトスピーチをなくす必要性を一人ひとりが理解し、ヘイトスピーチのない社会をつくりましょう。



部落差別解消推進法

(平成28年12月16日施行)

「部落差別の解消の推進に関する法律」

いままなお部落差別が残っており、インターネットなどが便利になっている中で、部落差別に関する状況の変化が起こっていることをふまえ、この法律が制定されました。

日本国憲法では、すべての人に基本的人権を保障しています。

わたしたち一人ひとりが「部落差別は許されない」ことを理解し、部落差別のない社会をつくりましょう。



イラスト:まつもとちひろ

第2回 県民人権講座のお知らせ

さまざまな人権課題を多角的に学ぶ「県民人権講座」を、「第71回全国人権・同和教育研究大会三重大会」に併せて開催します。

日時 2019年12月1日(日) 9:15～15:30
会場 三重県総合文化センター 中ホール(津市一身田上津部田1234)
定員 1,000人(参加申込不要)

9:15～10:45

講座1 演題 「ネット上の差別投稿とこれからの教育・啓発」
講師 松村 元樹さん(公益財団法人反差別・人権研究所みえ常務理事兼事務局長)

11:00～12:30

講座2 演題 「ウボボイ～一人ひとりのイフンゲが尊重される世の中に～」
講師 弓野 恵子さん(アイヌ文化活動アドバイザー)
山本 命さん(松浦武四郎記念館主任学芸員)

13:30～15:30

講座3 演題 「LGBTも過ごしやすいまちに～地域と共に歩んだ5年間～」
講師 山口 颯一さん(一般社団法人ELLY代表理事) 他からの活動発信
演題 「ダブルハピネス～辛さが2倍なら楽しさも2倍～」
講師 杉山 文野さん(株式会社ニューキャンパス代表)

問い合わせ先 三重県人権センター

〒514-0113 津市一身田大古曾693-1

TEL 059-233-5501 FAX 059-233-5511

〒514-0113 津市一身田大古曾693-1 jinkenc@pref.mie.lg.jp HP http://www.pref.mie.lg.jp/JINKENC/HP/index.htm

人権センターにて作品展

「人権」に関する児童・生徒ポスター優秀作品展
人・命・ふれあい人権フォトコンテスト入賞作品展

期間中
11月11日(日)～12月10日(木)
9:00～17:00(休館日は除く)

作品展を開催しています。
ぜひ、ご覧ください。

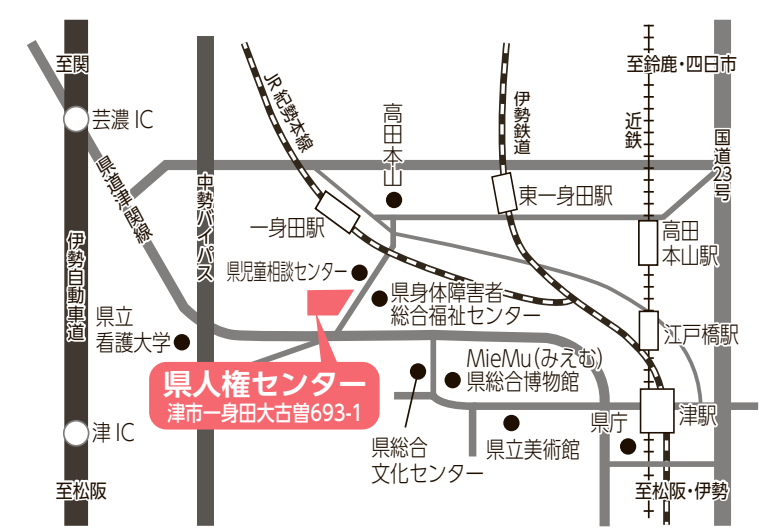


人権センター 人権相談

この悩んでどこに相談したらいいのかな?
悩んでいる方お電話ください。

相談専用電話 059-233-5500

- ・相談員による面接相談・電話相談
月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 9時～17時
- ・弁護士による法律相談(予約制)
第3水曜日 13時～16時



- ・駐車場に限りがあるため、できる限り公共交通機関をご利用ください。
- ・JR紀勢本線一身田駅から約1km
- ・三重交通バス「人権センター口」バス停下車約300m



【人権センター 利用案内】
開館時間:9時～17時
休館日:毎週月曜日(祝日の場合その翌日)及び年末年始
・常設展示室(無料)
・多目的ホール(有料)
・図書室(無料)

ご存知ですか?「パープルリボン」

毎年11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

内閣府の調査によると、女性の約3人に1人が「DV(配偶者等からの暴力被害)を受けたことがある」と答えています。そして、被害を受けた女性のうち約7人に1人が、その暴力によって「命の危険を感じたことがある」と答えています。

今年度も、女性に対する暴力根絶の願いをこめて、三重県総合文化センターで「パープル・ライトアップ」を実施します。

皆さまお誘い合わせの上、ご来場ください!



「パープルリボン」は女性に対する暴力根絶のシンボルです。

総文パープル・ライトアップ2019

期間 2019年11月24日(日)まで
17:00～21:00(18日(土)を除く)

会場 三重県総合文化センター 祝祭広場



三重県総合文化センター



上野城(伊賀市)

県内の各市町と連携して啓発展示等を同時開催!
各地の開催情報は随時HPにてお知らせします!

フレンテみえ で検索!



関連講座

令和元年度 女性に対する暴力防止セミナー

参加無料・要申込

「マイ・レジリエンス～一人ひとりの中にある力～」

講師 中島 幸子さん(NPO法人レジリエンス代表)

日時 2019年11月23日(土)・祝 13:30～15:30(開場13:00)

会場 三重県文化会館1階 レセプションルーム

※託児も受け付けます。(11/15締め切り)
申し込みなど詳しくはフレンテみえまでお問い合わせください。

関連ミニイベント

「みんなで大きなパープルリボンをつくろう!」

参加いただいた方に、ミニグッズをプレゼント!

※上記関連講座のほか数回実施、詳細はフレンテみえHPまで

